

【福祉用具の貸与】 日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

- ・手すり (工事を伴わないもの)
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- 車椅子
- 車椅子付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品(マットレスなど)
- 床ずれ防止用具(エアーマットなど)
- 体位変換器
- 認知症老人はいかい感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く)
- ◇自動排せつ処理装置



※ 自己負担額はレンタル費用の1～3割です。
 ※ 使用期間を6か月ごとに設定し、その都度必要性を見直すこととなります。
 ※ ○の用具は要支援1、要支援2及び要介護1の方は原則として対象となりません。
 ※ ◇の用具は要支援1、要支援2及び要介護1～3の方は原則として対象となりません。

予防給付

※要支援 1・2 の方が利用できます。

金額はそれぞれのサービスを利用したときにかかる費用のおおよその目安です。<()内の数字は利用者負担の目安です。1割負担の例。>

■訪問型サービス (介護予防・生活支援サービス事業として提供されます。詳細は15ページを御覧ください)
■通所型サービス

●訪問入浴介護

1回につき	8,520(852)円
-------	-------------

●認知症対応型通所介護(1回につき、所要時間7時間以上8時間未満)

要支援1	8,590(859)円	要支援2	9,590(959)円
------	-------------	------	-------------

●訪問看護

(訪問看護ステーションの場合)

20分以上30分未満	4,500(450)円
30分以上1時間未満	7,920(792)円

●短期入所生活介護(1日につき、併設型・ユニット型個室)

要支援1	5,230(523)円	要支援2	6,490(649)円
------	-------------	------	-------------

(病院又は診療所の場合)

20分以上30分未満	3,810(381)円
30分以上1時間未満	5,520(552)円

●短期入所療養介護(1日につき、老人保健施設・ユニット型個室)

要支援1	6,210(621)円	要支援2	7,820(782)円
------	-------------	------	-------------

●特定施設入居者生活介護(1日につき)

要支援1	1,820(182)円	要支援2	3,110(311)円
------	-------------	------	-------------

●訪問リハビリテーション

1回につき	3,070(307)円
-------	-------------

●小規模多機能型居宅介護(1月につき、同一建物居住者以外が対象)

要支援1	34,380(3,438)円	要支援2	69,480(6,948)円
------	----------------	------	----------------

●通所リハビリテーション(1月につき)

要支援1	20,530(2,053)円
要支援2	39,990(3,999)円

●認知症対応型共同生活介護(1日につき、2ユニット以上)

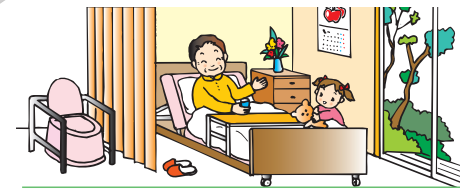
要支援2	7,480(748)円
------	-------------

※要支援1の方は利用できません

その他の給付

◎福祉用具購入費の支給

要介護又は要支援の認定を受けた方が、身体の状態に合わせて入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、**北海道知事が指定した事業所から購入した場合**の費用のうち、申請により負担割合に応じて7割～9割分までの支給が受けられます。



対象品目

腰掛便座(ポータブルトイレ、補高便座)、入浴用補助具(シャワーチェア、浴室用すのこ、浴槽用手すりなど)、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

※申請には、福祉用具を購入した際の領収書とカタログの写しなど、購入した用具が分かるものが必要です。領収書は被保険者本人に宛てたものでなければなりません。
 ※福祉用具購入費の支給は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間は累積され、合計で10万円までを対象に購入費用の7割～9割が支給されます。10万円を超えた分については、その超えた分は全額自己負担となります。
 (例)購入費用が12万円の場合、支給対象額は10万円となりその9割(9万円)が支給されます。この場合の自己負担額は支給対象額の1割(1万円)に10万円を超えた分(2万円)を加えた3万円となります。
 ※支給方法には購入費用を一度全額支払った後、直接7割～9割分を受領する「償還払い」と購入費用の1割～3割分を支払い、7割～9割分を受領を販売事業所に委任する「受領委任払い」があります。(注)
 (注)「受領委任払い」は小樽市に受領委任払い取扱いの届出をしている販売事業所から購入した場合のみ利用できます。

◎住宅改修費の支給

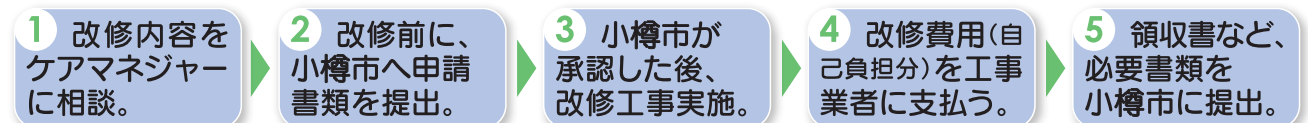
要介護又は要支援の認定を受けた方が、身体の状態に合わせて手すりの取付けや、段差の解消などの小規模な住宅改修を行った場合の費用のうち、申請により負担割合に応じて7割～9割分の支給が受けられます。

対象工事

手すりの取付け、段差の解消、床の材料変更、扉の取替え、便器の取替え

事前申請制度について

あらかじめ小樽市に申請を行う必要があります(事前申請制度)。
 手続については、次のとおりです。



※受領委任払いの場合

※住宅改修費の支給は、著しい身体状況の変化や転居による居所の変更があった場合などを除き累積され、合計で20万円までを対象に改修費用の7割～9割が支給されます。20万円を超えた分については、その超えた分は全額自己負担となります。

(例)改修費用が25万円の場合、支給対象額は20万円となりその9割(18万円)が支給されます。この場合の自己負担額は支給対象額の1割(2万円)に20万円を超えた分(5万円)を加えた7万円となります。

※新築、増築の増築部分などの工事と同時にされる住宅改修は、原則、住宅改修費の支給対象となりません。

※住宅を改修した際の領収書は、被保険者本人に宛てたものでなければなりません。

※支給方法には工事費用を一度全額支払った後、直接7割～9割分を受領する「償還払い」と工事費用の1割～3割分を支払い、7割～9割分を受領を工事業者に委任する「受領委任払い」があります。(注)

(注)「受領委任払い」は小樽市に受領委任払い取扱いの届出をしている工事業者で工事を行った場合のみ利用できます。

